

<対策のポイント>

森林資源の循環利用と付加価値の創出を推進し、林業・木材産業の成長を持続可能なものとしていくため、林業・木材産業の基盤整備、集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、森業を通じた森林価値の創造、非住宅分野の木造化等、川上から川下までの取組を支援します。

<事業目標>

○ 国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和6年〕→ 40百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 森林集約・循環利用対策
路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、苗木の生産技術・生産性の向上等の取組や、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する木造公共建築物、木材加工流通施設の整備等を支援します。一部の事業については、「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業において都道府県が策定する森の国・木の街創造連携計画（仮称）に基づく取組について、集中的に支援します。

2. 「森業」推進プロジェクト
山村地域の活性化に向け、里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、森業を通じた森林価値創造、森林に関するTNFD開示（※）手法の確立のための実証等の取組を支援します。 ※自然関連財務情報開示

3. 林業・木材産業金融対策
意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

4. 木材等の付加価値向上・需要拡大対策
JAS構造材やCLT等の多様な木質材料を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、木育等を通じた消費者等の理解醸成の促進、特用林産物の競争力強化の取組を支援します。

<事業の流れ>

国

定額（1/2、1/3以内等）

都道府県

定額（1/2、1/3以内等）

民間団体等

定額（1/2、1/3以内等）、委託

民間団体等（市町村を含む）

定額（1/2、1/3以内等）

林業経営体等

定額（1/2、1/3以内等）

民間団体等

民間団体等（市町村を含む）

※国有林においては、直轄で実施

（1の事業の一部）

（1、2、4の事業の一部）

（1、2、4の事業の一部、3の事業）

<事業イメージ>

森林集約・循環利用対策



路網整備



集積・集約化に向けた合意形成活動



先進的な林業機械の導入



木材加工流通施設の整備

「森業」推進プロジェクト

森林の空間利用等
潜在的ニーズの取り込み

地域による森づくり
里山林の整備・活用等

利益の還元

森業

空間利用

林業

国民参加の緑化運動の推進

ネイチャーポジティブ企業によるTNFD開示等

木材等の付加価値向上・需要拡大対策



JAS構造材・CLT等による木造化



暮らしを変える。未来が変わる。
WOOD CHANGE ACTION
ウッド・チェンジアクション
木の良さを暮らしに活かそう！
国産木材特集

木育等を通じた消費者等の理解醸成

国	[お問い合わせ先]		(1の事業)	林野庁計画課	(03-6744-2082)
			(2の事業)	森林利用課	(03-6744-2409)
			(3の事業)	企画課	(03-3502-8037)
			(4の事業)	木材産業課	(03-6744-2293)